

仕 様 書

1 本業務の名称と目的

業務の名称：令和5年度京都府立舞鶴支援学校スクールバス増車運行委託業務

目 的：児童生徒の通学等を保障するため、本校が別途借り受けるマイクロバスを安全に運行すること。

2 委託期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

3 運行内容

(1) 次の事項については、次のとおりとする。

① 使用車両はマイクロバス3台とする。

② 運行予定経路（別紙①のとおり）

③ 運行予定時間（別紙②のとおり）

なお、運行経路及び時間については、令和5年3月現在の予定であるため、新入児童生徒の状況に応じて変更することがある。

(2) 運行予定日数

校長が指定する日。

令和5年度 204日

原則として、令和5年4月10日から令和6年3月31日までの間で、土・日曜日、祝日及び夏季・冬季・春季休業日を除いた日であるが、授業日等の場合は運行を委託する。

なお、運行予定日数は、最大運行予定日数であり、気象状況等の理由により学校が休校等になった場合など、運行日数が減少することがある。

4 業務内容

(1) 児童生徒の安全を確保するため、善良なる管理者の注意義務をもってマイクロバスを運行させること。特に発着の際には、車両の周辺に注意すること。

(2) 運行する車両には児童生徒の介助を行うための職員（以下「介助員」という）を1名配置すること。

(3) 受託者は、運行責任者を選任しなければならない。運行責任者は、運転者や介助員を指導するとともに、マイクロバス内の状況等を把握し、委託者に報告しなければならない。

なお、運行責任者は、運転者や介助員と兼任することはできない。業務従事者の健康状態等の健康管理やマイクロバス誘導等を行い安全運行につとめなければならない。

(4) 運転者及び介助員は、児童生徒への対応及び運行にあたっては、親切、丁寧、温かい心をもって行うこと。

(5) 運行にあたっては、日常点検等十分な車両の点検整備を実施すること。また、衛生面において十分に配慮し、室内外の清掃を行うこと。

(6) 運行中に発生した事故等については、直ちに学校に連絡するとともに、事故に係

る一切の処理を行うこと。

- (7) 運行に使用した車両が事故または故障その他の理由により運行を中断したときは、連絡をしてから1時間以内に代替車両による運行を再開するなど適切な措置を講じて、児童生徒の輸送業務を継続させること。

その場合は、児童生徒に及ぼす影響が最小限になるよう配慮すること。

- (8) 運行に当たっては、委託者と事前に綿密な打ち合わせを行うとともに、運行期間中、常時緊密な連携を保持すること。

5 運行に従事する者

- (1) 運転者は、中型2種免許以上の免許取得者とする。
なお、運転者の名簿等を委託者に提出すること。
- (2) 原則としてその委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。
- (3) 運転者の安全運転教育及び健康管理に努めること。
- (4) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修等に参加させること。
- (5) 運転者は、特別支援学校のスクールバス又は旅客自動車運送事業に係る事業用自動車（バス、普通自動車等）の運転経験がある者とする。
- (6) 65歳以上である場合は、旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項に規定する国土交通大臣が認定する適性診断（適齢診断）などの結果が良好である者とする。

6 介助に従事する者

- (1) 介助員は1名以上が下記のいずれかの資格、経験を有する者とする。
- なお、介助員の名簿と資格・経験（履歴）に関する書類（証書の写や履歴証明等証明できるもの）を委託者に提出すること。

ア 教員免許を有する者

イ 福祉系大学を卒業した者

ウ 保育士免許を有する者

エ ホームヘルパー1級、ホームヘルパー2級又はホームヘルパー3級の資格を有する者

オ 介護福祉士の資格を有する者

カ 介護支援専門員の資格を有する者

キ 社会福祉士の資格を有する者

ク 精神保健福祉士の資格を有する者

ケ ケアマネージャーの資格を有する者

コ 看護師の資格を有する者

サ 理学療法士、作業療法士の資格を有する者

シ 次に掲げるいずれかの施設において介護経験を有する者

(ア) 有料老人ホーム

(イ) 軽費老人ホームA型

(ウ) 軽費老人ホームB型

(エ) 養護老人ホーム

(オ) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- (カ) グループホーム（痴呆症高齢者グループホーム）
- (キ) ケアハウス（軽費老人ホームC型）
- (ク) 短期入所生活介護施設（ショートステイ）
- (ケ) 短期入所療養介護施設（ショートステイ）
- (コ) 老人デイサービスセンター
- (サ) 訪問看護ステーション
- (シ) 高齢者生活福祉センター
- (ス) 在宅介護支援センター
- (セ) シの（ア）から（ス）以外の介護福祉施設

ス 次に掲げるいずれかの施設において指導経験を有する者

- (ア) 保育所
- (イ) 乳児院
- (ウ) 児童厚生施設
- (エ) 児童養護施設
- (オ) 知的障害児施設
- (カ) 知的障害児通園施設
- (キ) 盲ろうあ児施設
- (ク) 肢体不自由児施設
- (ケ) 重症心身障害児施設
- (コ) 情緒障害児短期治療施設
- (サ) 児童自立支援施設
- (シ) 児童家庭支援センター
- (ス) スの（ア）～（シ）以外の児童福祉施設

セ 特別支援学校のスクールバスで介助経験を有する者

- (2) 介助員は、原則として委託期間を通じて同一の者が業務にあたること。
- (3) 介助員の、知的障害及び肢体障害に対する理解を深めるための教育及び健康管理に努めること。
- (4) 児童生徒の障害に対する理解を深めるため、学校が実施する研修又は連絡会等に参加させること。

7 委託契約に含まれる費用等

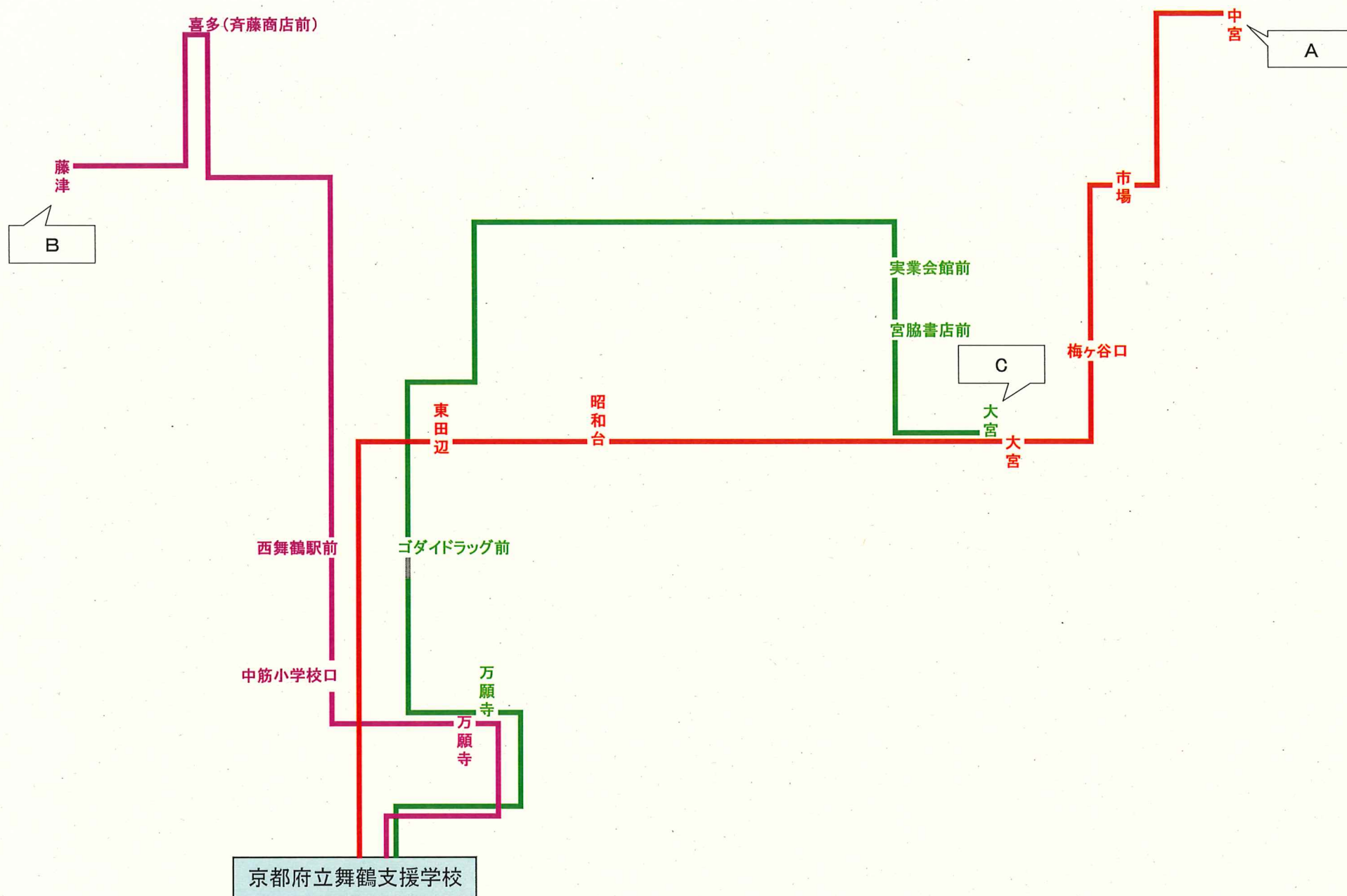
- (1) マイクロバスに係る燃料費及び油脂類（エンジンオイル等）に係る経費
- (2) 事故の処理及び防止対策、交渉等に係る一切の経費
- (3) マイクロバスは、運行時以外は学校敷地外の安全が確保できる駐車場で保管することとし（夏季・冬季休業期間中を除く。）、駐車場の確保や駐車場の除雪等、マイクロバスの保管場所に係る経費は受託者負担とする。

8 その他

- (1) 受託者は、委託者が指定する場所及び日時に別途実施する入札により賃借するマイクロバスを受け取り、返却すること。
- (2) 受託者は、本業務を通じて得た児童生徒のプライバシーに関する情報、委託者並びに運行管理に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

- (3) 受託者は、車両について仕様変更等を行う場合は、委託者と協議をしなければならない。(原則仕様は変更しない。)
- (4) 受託者は、委託者が指定している運行日初日までに、マイクロバスの十分な試運行を行う等、円滑に業務を開始できるよう努めること。
なお、これに係る一切の責任及び経費は、受託者負担とする。
- (5) バスプール前及びバスプールから府道にいたる通路の除雪は、バス運行上又は歩行者の安全上の必要に応じ、別に契約中のスクールバス運行委託業者において実施するものとしているが、受託者においても協力して実施すること。
- (6) 運行経路及び時間については、児童生徒の異動等により委託期間中に変更することがあるが、原則としてこの変更に伴う変更契約は締結しないものとする。
ただし、その変更に伴い、当初契約書に記載された1日あたりの総走行距離の10%以上の延伸又は短縮が発生した場合、契約日における燃料の市場価格及び前年度の燃費から算出される金額をもとに変更契約を締結するものとする。
- (7) この仕様書に記載のない事項については、委託者と別途協議をすること。

令和5年度京都府立舞鶴支援学校スクールバス増車運行予定経路



スクールバス増車運行予定時間

京都府立舞鶴支援学校

1 コース「Aコース」

バ ス 停	登校時刻
中宮	8 : 0 0
市場	8 : 1 0
梅ヶ谷	8 : 1 7
大宮	8 : 2 4
昭和台	8 : 3 4
東田辺	8 : 3 7
学校	8 : 5 0

2 コース「Bコース」

バ ス 停	登校時刻
藤津	8 : 1 0
喜多（斉藤商店前）	8 : 2 0
西舞鶴駅前	8 : 3 5
中筋小学校口	8 : 4 0
万願寺	8 : 4 5
学校	8 : 5 0

スクールバス増車運行予定時間

京都府立舞鶴支援学校

3 コース「Cコース」

バ ス 停	登校時刻	下校時刻（時間数）		
		平日（6）	水曜（5）	短縮（3）
大宮	8：05	16：05	15：05	12：15
宮脇書店前	8：13	16：00	15：00	12：10
実業会館前	8：18	15：55	14：55	12：05
ゴダイドラッグ前	8：40	15：35	14：35	11：45
万願寺		15：32	14：32	11：42
学校	8：50	15：30	14：30	11：40